

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	障害福祉サービス関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

かほく市は、障害福祉サービス関連事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

障害福祉サービス関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先の情報保護管理体制の確認及び秘密保持に関して契約に明記することで万全を期している。

評価実施機関名

石川県かほく市長

公表日

平成28年10月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害福祉サービス関連事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づき、障害者及び障害児に対して次のサービスの支給等を行う。 <ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付に関すること・障害児福祉手当、特別児童扶養手当・かほく市心身障害者医療給付事務・自立支援型住宅リフォーム推進事業による重度身体障害者のための住宅リフォーム支給・心身障害者扶養共済掛金助成事業の実施による掛金助成・障害者福祉タクシー利用料金助成・障害者温泉療養助成事業の実施による助成券支給・かほく市軽度難聴児補聴器購入助成・障害者ケーブルテレビ利用料金助成・日本放送協会の放送受信料の減免に必要な証明にかかる証明書の交付・自動車税の減免に必要な常時介護者証明に係る証明書の交付・有料道路における障害者割引措置に係る証明・子ども発達相談支援センター業務
③システムの名称	障害福祉システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
更生指導台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項および2項 別表第1の8、11、12、14、34、46、47、84の項番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第12条、第14条、第25条、第37条、第38条、第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第一の項、8、34、84、56-57 (情報提供の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二の項、9-11、16、20、22-25、53、108-110
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部健康福祉課
②所属長	市民部健康福祉課長 越井 謙一
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 石川県かほく市宇野気二81番地 (電話番号)076-283-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部健康福祉課 石川県かほく市宇野気二71番地 (電話番号)076-283-7120

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年10月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年10月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

